

北海道科学大学駐車場使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学学則第62条及び北海道科学大学短期大学部学則第54条により、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）構内に設置する駐車場の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管 理)

第2条 駐車場は、本学において管理し、第3条の利用者の便に供するものとする。

(使 用 者)

第3条 駐車場を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 科目等履修生及び研究生
- (4) 法人内教職員
- (5) 非常勤教職員
- (6) 業務上出入りする者
- (7) 来学者等

(使用登録)

第4条 駐車場を継続的に使用しようとする者は、本学マイカークラブに加入し、所定の使用願を提出しなければならない。

- 2 使用願を提出した者には、駐車場使用登録証（以下「登録証」という。）を交付する。
- 3 前項の登録証は、当該自動車の所定の位置に表示しなければならない。
- 4 登録手続きについては、毎年度始めに告知するものとする。

(使用期間)

第5条 使用期間は、原則として登録した日から次年度の5月末日までとする。

(使用時間)

第6条 使用時間は、原則として午前7時30分から午後8時30分までとする。

ただし、特殊事情による指定時間外の使用について、学生は学生課で、それ以外の者は管財課で許可を得るものとする。

(登録証の再交付)

第7条 登録証を滅失又は損傷により識別が困難となった場合は、登録証の再交付を願い出なければならない。

(登録証の返還)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、登録証を速やかに返還しなければならない。

- (1) 駐車場使用の必要がなくなった場合
- (2) 駐車場使用の取り消しを受けた場合

(臨時登録)

第9条 臨時に駐車場を使用する場合は、入構届に記入し臨時登録証の交付を受けなければならない。

- 2 臨時登録証は、発行当日に限り有効とする。
- 3 臨時登録証は、当該自動車の所定の位置に呈示しておかなければならない。
(使用上の遵守事項)

第10条 駐車場使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通法規を守り安全運転に心がけること
 - (2) 駐車場における盗難及び事故等の防止に努め、指定された区画内に駐車すること
 - (3) 公的性格を持つ施設であることを十分に自覚し、施設及び設備の保全に努めること
 - (4) 駐車場管理当事者の指示に従うこと
 - (5) 学内において交通事故を起こしたとき、又は他の者の交通事故を発見したときは、速やかに
駐車場管理当事者に申し出ること
- (管理責任)

第11条 駐車場において盗難及び事故等が生じた場合、大学は一切の責を負わないものとする。

(施設等の破損)

第12条 駐車場施設等を破損した者は、駐車場管理当事者へ届け出なければならない。

- 2 前項の破損が、故意又は過失による場合は、「北海道科学大学施設・設備・備品等使用規程」
第5条に基づき、これに相当する弁償をしなければならない。

(駐車場の使用禁止)

第13条 次の各号の一に該当した者は、駐車場の使用を取消すことがある。

- (1) 登録の申請にあたって虚偽の申告をした者
- (2) 登録証を不正に使用した者
- (3) 駐車場管理当事者の指示に従わない者
- (4) 自動車に違法な改造を施した者
- (5) その他駐車場使用が不相当と認められた者

(規程の運用)

第14条 この規程の運用に係る事項は、別に定める「駐車場の運用に関する取扱要領」による。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、昭和53年9月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成元年11月20日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成11年9月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年9月1日から施行する。

この規程の改正に伴い「北海道工業大学自動車通学に関する規程」及び「北海道工業大学自動車

「通学に関する取扱内規」は廃止する。

- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。